

12月議会スケジュール

11月27日から戸田市議会12月議会が始まりました。
ぜひ傍聴にお越しください。

11月27日(木)	10時～	本会議	開会・議案等上程・総括説明・詳細説明
12月3日(火)	10時～	本会議	質疑・請願、陳情の提出・委員会付託
12月4日(水)	10時～	委員会	常任委員会
12月5日(木)	10時～	委員会	特別委員会
12月6日(金)	10時～	本会議	一般質問
12月9日(月)	10時～	本会議	(続) 一般質問
12月10日(火)	10時～	本会議	(続) 一般質問
12月11日(水)	10時～	本会議	(続) 一般質問
12月17日(火)	10時～	本会議	委員長報告並びに質疑・討論、採択、閉会

11月20日、同月27日開会予定の2024年12月戸田市議会定例会の事前説明会がZOOMで実施されました。12月議会で提案予定の議案は、報告案件2件、条例案件5件、一般案件6件、予算案件8件です。また、12月議会では2024年度戸田市一般会計補正予算として、10億7946万円が計上され、補正後の予算総額を、653億3759万9000円とする議案となっています。以下、主な議案を紹介します。

12月議会 事前説明会ひらかれる 議会は11月27日から12月17日まで

【主な条例案件】

- 生活資金貸付(10万円)の利用実績がないとの理由から、貸付条例の廃止。(2025年4月1日から)。
- 芦原小学校に第2学童保育室を創設するための条例改正。
- 水栓便所への改造資金・補助制度の廃止するための条例の一部改正。

【主な補正予算】

- 介護給付費・訓練等給付費の支給額増額(4億4761万9000円)。
- 公立保育所等における業務のICT化推進に係る補助金の増額(200万8000円)。
- 小・中学校におけるトイレ等のバリアフリー化改修工事に伴う増額(4億5520万2000円)。
- 戸田ボートレース企業団(競艇)での売り上げ増による、配分金の増額(4億円)。

民主戸田

No.1875
2024年11月30日
発行
日本共産党
戸田市委員会
048-443-8332



市議会ホームページ
QRコード

党戸田市議員団一般質問

むとう葉子



席する予定は
(4)国に核兵器禁止条約に批准するよう求めるべき

本田 哲

- 令和7年度の予算編成
(1)令和7年度の予算編成に当たっての基本的な考え方
(2)歳入の見込みは
- 自転車運行マナー向上
(1)自転車運行マナー向上の取り組み状況
- 埼京線の安全対策
(1)ホームドア設置の要請状況は

(2)戸田駅・北戸田駅での無人化解消を



花井伸子

- 市民要望の実現を
(1)子育て支援
(1)安全・安心な学校給食の無償化を



- 保育料の負担軽減を
- 医療的ケア児への対応
- 高齢者支援
- 介護保険料引き下げ
- 低年金でも入所できる高齢者施設を
- 在宅サービスの充実
- 認知症対策
- 医療・保健・福祉
- 医療費
- 国民健康保険税の引き下げ
- まちづくり・交通対策
- to c oバスの増便・ルート増設・両回り運行

(ア)地域公共交通計画における市の積極的取組は。

- 公園整備
- 歩道の整備
- 災害対策
- 早急な治水対策の強化
- 避難所・備蓄品
- 温暖化対策
- 相談業務
- 納税相談
- 福祉総合相談の充実を
- 福祉センターの再整備

講演会

誰もが住み続けられる街目指して

11月23日、『戸田市誰もが住み続けられる街を目指す会』が主催する第2回目のイベント「地域での暮らしについて」が、戸田市中心身障害者福祉センターで開催されました。

1979年、養護学校義務化が実施される前後、障がいのあるなしに関わらず、地域の子ども達が共に遊び、共に育つ環境をつくらうという親たちの取り組みが始まりました。親なき後ではなく、親あるうちに地域の生活の場を作り上げていこうという活動は、当時の地域福祉を推進する制度の萌芽期と重なり、1990年代後半から知的障害のある人達が、徐々に地域で生活できるようになっていきました。

ゲストとして、洗足子ども短期大学幼児教育保育課教授の下尾直子氏を招き、障がいのある娘さん（ひかりさん）の子育てについて講演していただきました。ひかりさんは遺伝子の病

気のジュルベール症候群（知的障がい者）として、26歳の時に自宅から数分のマンションで1人暮らしを始めます。自立したいという本人の気持ちを大切に、ヘルパーだけでなく、地域のコンビニ店員や駅員の見守り、地域で培った信頼関係のある知人との交流を交えながら生活できるようにするまでの話、たくさん失敗することの大切さについて聞くことができました。

質疑応答の中で、障がいがある人となない人が交流するには、支援者側の配慮が必要で、双方に誤解がないよう丁寧な援助することが重要とのこと。また経済的な不安には、親なき後は生活保護を利用しながら、これまでの生活ができるよう行政へ働きかけることが大切だと語られました。

制度やサービスをよりよく変えていけるのは当事者の活動によるものであることも語られ、とても勉強になりました。（むとう葉子）

103万の壁 ③ ってなに？

Q でも、パート主婦で「壁」を気にしている人は多いようですが？

A パート主婦の多くが気にしているのは「103万円」よりも「106万円の壁」や「130万円の壁」です。こちらは、「税の壁」ではなく、年金や健康保険の「保険料の壁」です。

厚生年金加入者（会社員や公務員など）の配偶者は、年収130万円以内ならば健康保険の扶養家族、年金の「3号被保険者」となり、保険料を払わなくて済みます。でも、年収が106万円に達すると、職場の厚生年金と健康保険に加入して、保険料を払わなければならぬ場合が出てきます。保険料率は合計で15%くらいなので、10

6万円でも約16万円の保険料が天引きされ、手取りが90万円くらいに減ってしまいます。

一方、職場が社会保険に入っていない場合などは、年収130万円までは保険料を払うことになりませんが、130万円を超えると国民健康保険（国保）と国民年金の保険料を払うことになり、こちらは30万円前後の保険料と、さらに高い負担になります。人によって「106万円」または「130万円」で手取りが大きく減ってしまうので、これが「保険料の壁」になっているのです。

Q 「106万円」「130万円」の壁はどうやってたなくせるのでしょうか？

A この二つの「保険料の壁」の最大の原因は、「3号年金制度」（会社員配偶者の保険料免除制度）にあります。この「3号年金」ができたのは、日本の年金制度に「最低保障年金」の仕組みが

ないためです。多くの先進国の年金制度には、保険料を払わなくても老後に一定額までの年金が支給される「最低保障年金」がありますが、日本にはありません。この欠陥を補う形で「3号年金」がつけられているのです。

「3号年金」は、会社員の配偶者だけが対象で、自営業者の配偶者や独身者には適用されず、不公平な面もあります。職種や性別に関係なく、誰にでも適用される「最低保障年金」の制度をつくれれば、「3号年金」を廃止することができそうです。そうすれば「保険料の壁」の解消に向かうことになると思います。

Q でも「最低保障年金」はすぐには難しいと思いませんか？

A 当面の対策としては、多くの人が「保険料の壁」を気にせずに、これを超えて働けるようにすることです。そのためは、二つのことが重要です。

一つは、最低賃金をすみやかに時給1500円にすることです。時給が1500円になれば、保険料や税金を差し引いても、手取りは今より大幅に増えます。今のうちに、毎年50円くらいの引き上げでは、「壁」にぶつか

ることを繰り返すだけになり、いつまでも乗り越えられません。

もう一つは、低所得者の社会保険料を軽減することです。「壁」の高さを下げることです。とくに、国保の保険料の負担は大変重くなっています。年収130万円の場合、会社の健康保険なら保険料率が5%程度で6・5万円ですが、国保料の場合、たとえば大阪府では最高16万円にもなっています。日本共産党は、国

保財政に1兆円の予算を追加することで、国保料を下げることを提案しています。（おわり）

※「しんぶん赤旗」（2024年11月7日付）より抜粋